

## 事業推進に向けた庁内連携について

今後、事業を進めて行くにあたり、全庁的な連携が不可欠となります。連携が必要となる主な事項と担当部署は次の表のとおりと想定しています。

なお、窓口及びDXの検討については、既に部会を設け、担当者による協議を始めております。

跡地活用を含めた、まちづくりの基本構想の策定については、商工観光まちづくり課において、令和7年度予算要求を進めています。その他、各課ヒアリングを実施しています。

### 1 新庁舎整備事業

連携が必要となる主な事項	担当部署
統括	公共財産保全課
周辺道路の整備	土木課
位置条例の制定	行政課
用途地域の変更	都市計画課
地域交通網の見直し	地域協働・安全課
グラウンドの再編	スポーツ推進課
防災対策	危機管理課
環境対策	環境政策課
窓口の検討	市民課、課税課 ほか
DXの検討	デジタル戦略課 ほか
執務環境	人事課
遺跡	文化財課

### 2 まちなかの更なる賑わい創出事業

想定される取組み事項	担当部署
統括	まちづくりの担当課
回遊ルートの整備	土木課、農と食のまちづくり課、都市計画課、都市整備課
公園の修景整備	みどりと水のまちづくり課 都市計画課
トイレ施設の整備	商工観光まちづくり課、みどりと水のまちづくり課、廃棄物対策課、公共財産保全課
庁舎跡地、市営中央駐車場の活用	公共財産保全課、商工観光まちづくり課